

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の更正の請求

県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割納入申告書を提出した場合において、申告書に記載した税額に誤りがあり、過大な申告であるときは、法定納期限から5年以内に限り減額の更正を請求することができます。

更正の請求を行う場合には、請求理由や金額等が正しいものであるかを確認させていただきますので、更正の請求書と併せて以下の書類を添付してご提出ください。添付書類は、写しのご提出で差し支えありません。

なお、添付書類を確認した結果、内容について照会させていただく場合や、追加で資料のご提出をお願いする場合がありますのでご留意願います。

1 県民税利子割

ご提出いただく書類は以下の（1）～（3）のほか、請求理由ごとに（4）に記載のとおりです。

（1）更正の請求書（第57号の6様式）

所定の様式に必要事項を記載してください。更正の請求書は利子種別ごとに作成が必要となります。

（2）申告納入した際の領収証書

電子申告の場合は、当該電子申告の申告書の写しをご提出ください。

（3）申告納入額が過大であることの経緯が分かる電算資料、帳簿等

（4）請求理由ごとに必要となる書類

請求理由	添付書類
定期預金等の中途解約	該当顧客の中途解約が分かる書類 例：中途解約差金にかかる利子税還付請求基礎資料、定期預金中間利払明細書
計算誤謬	誤った計算の過程が分かる帳票類、システム画面の写し等
二重納付	正しい税額計算資料及び二重に納付されたことを証明する書類
課税対象外（非居住者等）に課税	住民票の除票など利子等支払い時に日本国内に居住していなかったことが証明できる書類等非居住者であることを証明する書類
課税対象外（非課税対象商品）に課税	約款など契約内容が記載されている書類等非課税対象商品であることが分かる書類

2 県民税配当割・株式等譲渡所得割

ご提出いただく書類は以下の（1）～（3）のほか、請求理由ごとに（4）に記載のとおりです。

（1）更正の請求書（第57号の6様式）

所定の様式に必要事項を記載してください。配当割の更正の請求書は、配当種別ごとに作成が必要となります。

（2）申告納入した際の領収証書

電子申告の場合は、当該電子申告の申告書の写しをご提出ください。

（3）申告納入額が過大であることの経緯が分かる電算資料、帳簿等

（4）請求理由ごとに必要となる書類

請求理由	添付書類
納税地の誤り	・納税地を誤ったことを証明する書類 ・都道府県別の申告納入額の内訳が確認できる資料
計算誤謬	誤った計算の過程が分かる帳票類、システム画面の写し等
二重納付	正しい税額計算資料及び二重に納付されたことを証明する書類
課税対象外（非居住者等）に課税	住民票の除票など配当等支払い時又は譲渡対価の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在に日本国内に居住していなかったことが証明できる書類等非居住者であることを証明する書類
課税対象外（非課税金融商品）に課税	約款など契約内容が記載されている書類等非課税商品であることが分かる書類

【お問合せ】

〒371-8501
群馬県前橋市上細井町2142-1
(前橋合同庁舎1階)

群馬県前橋行政県税事務所 事業税係

電話 027-234-1800 (代)

受 付 令和7年 6月 1日 群馬県知事あて		特別徴収義務者番号又は法人番号 00-1001-315 利子割 県民税 配当割 更正請求書 株式等譲渡所得割 (県税条例施行規則第21条の2第1項の規定による請求書)		
特別徴収 義務者	所在 地	群馬県前橋市上細井町2142-1		
	名 称	株式会社 県庁銀行 県庁支店		
	代 表 者 名	支店長 ○○ ○○		
	担 当 所 属 ・ 氏 名	利子割係 群馬 太郎		
電 話 番 号	027-234-1800			
対象となる年月は、解約があつた月ではなく中間利払いを行つた月です。				
地方税法第20条の9の3第1項の規定により、次のとおり更正をします。				
対 象 税 目	利子割 配当割 株式等譲渡所得割			
更正の対象となる年月	令和6年 12月分			
摘要	更正の請求前	更正の請求後		
課税標準額	600,000 円	598,500 円		
税額	30,000 円	29,925 円		
利子等又は配当等の種別	02 銀行預金利子			
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	令和7年 1月 10日		
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年 月 日		
	第2号の更正・決定のあつた日	年 月 日		
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年 月 日		
請求理由	定期預金の期限前解約に伴い、預金者から支払済の中間利息額の返還を受けたため。			
還付口座等	県庁 銀行・信金 信組・農協	本店・本所 支店・支所	口座種類 普通	当座 別段
			口座番号 7654321	
			口座名義人 株式会社県庁銀行	

注 1 この請求書は、利子等又は配当等の種別ごとに作成してください。「特別徴収義務者番号又は法人番号」欄には、利子割については特別徴収義務者番号を、配当割又は株式等譲渡所得割については法人番号を記載してください。

- 2 ■象税目欄には、更正の請求の対象となる税目に丸印を付けてください。
- 3 令和5年1月1日以後に特別徴収義務が成立する県民税利子割、配当割又は株式等譲渡所得割について更正の請求をする場合は、「更正の請求前」の「課税標準額」欄の記載は必要ありません。
- 4 株式等譲渡所得割については、「利子等又は配当等の種別」欄の記載は必要ありません。
- 5 更正の請求をする理由等を証する書類を添付してください。
- 6 請求理由欄には、更正の請求をする理由及び請求に至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載してください。